

令和八年第四回

世田谷区教育委員会定例会

時 令和八年二月二十五日

所 世田谷区教育委員会会議室

午前十時開議

○知久教育長　ただいまから令和八年第四回世田谷区教育委員会定例会を開会いたします。

本日、澁澤委員は世田谷区教育委員会会議規則第二条の二に基づきオンラインで参加しております。よろしくお願いいたします。

まず、次第の1、本日の会議録への署名委員を指名させていただきます。中村委員と坂倉委員、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、事務局からの報告が六件ございます。

それでは、次第の2、報告事項の聴取に入ります。

(1)区立学校における会計事故の発生について、本件に関して、鈴木学校健康推進課長より説明をお願いします。

○鈴木学校健康推進課長　区立学校における会計事故の発生について御報告いたします。

1、事故の概要でございます。まず、(1)相手方につきましては七社でございます。

次に、(2)事故内容でございます。区立学校において、購入した物品の代金等の支払いに当たり、事務職員、都費行政系職員でございますが、複数の財務関係書類の請求日等を実際とは異なる日付に改ざんした上で、財務処理を行っております。本件について、学校へ予算を分割している教育委員会事務局各担当課が、相手方に対し、正しい請求日等の確認及び請求書等の再徴取を行ったところ、七社を相手方とする九件の物品代金五十七万二千二百二十五円及び二件の施設使用料二十三万一千七百円について、いずれも遅延損害金が発生していることが判明いたしました。

次に、(3)事故発生の経緯でございます。会計課から教育総務課へ、当該校で処理された物品購入の支払いに関し、財務関係書類の各種日付が改ざんされ

ている可能性があるとの懸念が伝えられたため、令和七年十二月三日に教育総務課の職員が当該校を訪問し、関係職員への事情聴取を行うなど事実関係を調査した結果、当該事故が発覚いたしました。その後、教育委員会事務局各担当課が当該校から当該事務職員が処理した財務関係書類を受領し、内容を点検したところ、複数の書類で記載されている日付が改ざんされていることを確認いたしました。

続いて、2、事後の対応でございます。(1)請求日等の確認につきまして、事故発覚後、当該校及び教育委員会事務局各担当課より相手方へ謝罪を行うとともに、改めて請求書等の関係書類を相手方から徴取した上で、正しい日付の確認を行いました。

次に、(2)遅延損害金の支払いにつきましては、区の契約条項に基づき、本来の支払い期日を超過した日から支払い完了までの日数に応じた遅延損害金を支払うこととなっております。

続いて、二ページにお進みください。相手方七社のうち五社からは遅延損害金の受領を辞退する旨の申出及び書面による提出がございましたので、相手方二社に対して、案件ごとに計算した遅延損害金を支払う予定でございます。遅延損害金の合計金額は三百円となっております。

次に、3、事故発生の原因でございます。当該事務職員、校長、副校長への聞き取りから、当該事務職員が支払い期日までに適切な支払い手続きを行わず、期日を過ぎた場合には、請求日等を改ざんして処理していたことが判明いたしました。また、校長及び副校長も当該事務職員による書類改ざんを見落としており、財務事務の進捗管理を適切に実施できていなかったことが原因でございました。

次に、4、今後の再発防止でございます。当該校の校長、副校長、事務職員に対し、法令に基づく支払い期限及び請求書等の日付の改ざんの不適切な処理

について指導した上で、改善策として、物品発注の段階で副校長が書面を確認するとともに、決裁時の請求書類等の原本及び進捗状況確認のための定例会を設けるなどの再発防止の体制を構築いたしました。

また、区立小・中学校の全校長に対し、本会計事故の内容と支出事務の進行情況の管理について周知し、会計事故防止を図るため、事務職員任せにすることなく、支払い状況の把握及び組織的な体制による取組みを徹底するよう説明いたします。

さらに、教育委員会事務局としても、全校の事務職員に対し、予算説明会や研修等を通じて適正な支出事務について説明するとともに、各予算分割元課による各学校の予算執行状況の確認及び会計課と連携を図り、学校が行う支出処理の返戻等の情報提供を求め、早いタイミングで学校指導を行う体制を築いてまいります。

最後に、5、教職員への対応でございます。今回の事故につきましては、教育委員会事務局としても重く受け止めております。大変申し訳ございませんでした。当該校の教職員の処分につきましては、事実確認の結果などを踏まえ、厳正に対処してまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○知久教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長 それでは、次に進みます。

(2)令和七年度世田谷区立小・中学校教育管理職感謝状贈呈式の実施について、本件に関して、山本教育指導課長より説明をお願いします。

○山本教育指導課長 それでは、令和七年度世田谷区立小・中学校教育管理職

感謝状贈呈式の実施について御説明いたします。

資料を御覧ください。まず、1、目的ですが、本年度末をもって退職または降任する世田谷区立小・中学校の教育管理職に対しまして、多年にわたり世田谷区の学校教育の向上に尽力し、教育行政の進展に貢献したことに感謝の意を表しまして、感謝状を贈呈するものでございます。

2、対象者ですが、令和八年三月三十一日付で退職または降任する区立学校の校長、副校長でございます。

3、実施内容でございます。令和八年三月三十一日火曜日の午後二時三十分から、世田谷区民会館集會室A、本棟の地下一階におきまして、記載の内容のとおり実施する予定でございます。

4、出席予定者でございますが、(1)の区長部局からは区長が、(2)の教育委員会からは教育長と教育委員の皆様、記載の幹部職員等が参加する予定でございます。

報告は以上でございます。

○知久教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長 それでは、次に進みます。

(3) (仮称) いじめ防止等対策推進条例検討の視点について、本件に関して、赤司副参事(学校経営・教育支援担当)より説明をお願いします。

○赤司学校教育部副参事(学校経営・教育支援担当) (仮称) いじめ防止等対策推進条例検討の視点について御説明いたします。

資料一ページを御覧ください。まず、1、主旨でございます。区では、令和九年四月に、(仮称) いじめ防止等対策推進条例を施行することをめざして、

新たに条例検討委員会、以下、委員会と言いますが、こちらを設置し、議論を開始することを二月に御報告いたしました。このたび、議論の開始に当たり、条例の議論を深化させるため、これまでのいじめ問題対策専門委員会等での議論や意見交換会を踏まえ、検討の視点をまとめましたので、御報告するものでございます。

続いて、2、世田谷区立小・中学校におけるいじめの状況についてです。

別紙1を御覧ください。(1)いじめの認知件数の推移ですが、令和六年度に小学校、中学校ともに大きく増加しております。これは、世田谷区の認知件数が都や国の割合よりも少なかったことを課題と捉え、令和五年度、令和六年度に各学校に対して、認知の幅を広げるよう働きかけてきた結果、教員がいじめの定義を正しく理解し、早期発見、早期対応の視点を持ち、対応する体制が整ってきたものと認識しております。

また、(2)学年別の認知件数においては、東京都と比較し、世田谷区は、小学校一年生の認知件数の割合が少なく、中学校一年生の認知件数の割合が多い状況となっており、(3)いじめの態様としましては、冷やかしやかからかい、悪口や脅し文句が小学校で約五割、中学校で約六割を占めている状況となっております。これらの現状を踏まえ、議論を進めてまいります。

続いて、3、条例の目的や施策等の方向性（検討の視点）についてです。（仮称）いじめ防止等対策推進条例の議論開始に当たり、別紙2のとおり、これまでの議論を中心とし、基本的な考え方やいじめの予防、兆候、発生の各段階における検討の視点を整理するとともに、データや最新の知見、児童・生徒の声を学校のいじめ防止基本方針に反映するなど、予防から発生までの動き方の方向性についても検討内容を取りまとめました。

それでは、別紙2を御覧ください。まず、基本的な考え方です。いじめは人権侵害であるということ、集団生活の中で子どもは加害側にも被害側にもな

り、いじめはどこにでも起こり得るものであること、だからこそ、いじめを発生しにくい学校にし、予防と重大化を防ぐこと、特に、兆候段階を逃さず、発生そのものをなくす方向をめざすこと、発生した際は被害を受けた子どもの安心安全を守ることに最善を尽くすこと、傷ついた心のケア、関係修復を主眼に置いた取り組みを行い、苦しみを取り除くこと、子どもの最善の利益を尊重し、子どもを中心とした解決を図ること、以上の六点を挙げております。

続いて、各段階における視点の方向性です。まず、予防の段階です。ここは発生そのものを抑える基盤づくりに関する部分で、主体ごとの視点を次のように想定しております。

まず、子どもですが、ソーシャルスキルの向上、そして、各学校で作成、改定するいじめ防止基本方針に子どもの声を反映させる参画の仕組みについて示しております。また、自分と他者との違いの理解の促進、これがないといじめの理解は進まないものと考えております。

続いて、保護者については、いじめ発生の前に学校の方針を共有し、協力体制を整えること、また、早い段階での相談、情報提供を促すことを示しております。

教職員については、研修の充実、経験の振り返りと共有、関係修復につながる緊張緩和と修復的アプローチの理解を示し、現場力を底上げします。

学校については、校内の組織的対応の確立、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの役割の明確化、報告・共有体制の徹底などを挙げております。これは、学校内で誰が何を担うかはつきりさせ、日頃から備える趣旨です。

続いて、教育委員会については、知見に基づき、いじめの起きにくい教室にすること、また、いじめの経年的な変化の確認手法の構築、導入としております。

地域・関係機関については、次年度から始まる地域運営学校の仕組みの活用、せたホッとや児童館、児童相談所、子ども家庭支援センター等との協働、さらに警察、医療など、専門機関との連携を示しております。

以上の視点からのアプローチにより、いじめが発生しにくい学校づくりにつながります。また、ここを丁寧に積み上げることが後段の重大化防止につながるかと考えております。

続いて、中央の兆候段階です。ささいなトラブルの段階で教職員が関わり関係づくりを進めること、また、休み時間、保健室での健康観察など、日常の場面で行動や関係の変化に気づくことを重視します。この兆候段階での素早い気づきと関わりがいじめの発生や重大化を防ぐ上で効果的であると考えております。

続いて、発生後の対応についてです。先ほどの基本的な考え方に基づいて対応していきますが、中には、右側にお示したように、子どもの特性や加害、被害が入れ替わる状況があるなど、多面的な課題を含む事案もございます。誰が悪いかを決めて処罰するのではなく、関係する子ども一人一人の課題を丁寧に把握し、共有しながら解決を図ることが重要と考えております。また、心身への負担や事態の悪化を防ぐため、早期対応と短期間での方向性の提示が必要です。さらに、背景の複雑さや学校と保護者の認識の差によって学校のみでの対応が難しい場合があるため、必要に応じ、第三者機関が客観的に関与できる仕組みについて示しております。

また、重大事態については、調査に入る前に、各調査方式のメリットデメリットを伝え、子どもの思いに沿った対応ができるようにすること、必要に応じ、学習保障を前提とした別室登校等の措置を適切に講ずることができるようになることについて示しております。このように、発生後は、被害児童・生徒の安全安心を最優先に、加害児童・生徒に対しても背景に応じた支援を行い、

関係の修復を前提に事案に応じた対応を行っていきます。

以上の予防、発生までの動き方の方向性をまとめたものが下の図になります。今後、これらの視点とともに議会からの御意見を委員会に伝え、議論を深化させてまいります。

お手数ですが、資料にお戻りいただき、二ページを御覧ください。4、条例検討委員会についてです。(1)委員構成としましては、記載の方々となります。PTA関係者、民生委員・児童委員、校長等関係者から意見を聞く必要がある場合は、委員会開催時に出席していただき、議論を深めてまいります。

(2)委員会等の開催予定については、三月十一日を第一回として、第六回まで行います。前回御報告させていただきましたが、六月には、子どもから意見を聞く取組みを委員会での御議論を踏まえて実施してまいります。

(3)委員会運営については、条例について議論を行うとともに、各データの取扱い、また、いじめ重大事態に対する仕組みやいじめに関する実行策についても議論を行い、委員会としてのまとめを行います。また、会議は、原則公開とし、委員会が必要と認める場合は非公開とすることができるとしております。

5、今後のスケジュール（予定）としましては、九月の文教常任委員会、子ども・若者施策推進特別委員会、教育委員会において、条例素案についての御報告、令和九年二月に条例案についての御報告を行い、令和九年四月に条例を施行する予定でございます。

説明は以上でございます。

○知久教育長　ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

○中村委員　近年、加害と被害の対立が非常に顕著で、解決が困難になっている事案が多いのですが、集団暴行のような刑事事案では致し方ないところ

るもあるのですが、そうでないところは、できるだけ大人が知恵を出し合って対話をしていくという解決が望ましいと思います。そういった意味で、関係者の対話の促進という視点を少しどこかで御検討いただければと思います。常に対立関係ではなくて、一緒に協働して解決に向かうという視点をぜひ盛り込んでいただければと思います。よろしく願います。

○赤司学校教育部副参事（学校経営・教育支援担当） 検討してまいります。

○知久教育長 そのほかございますか。

よろしいですか。それでは、次に進みます。

(4)令和八年度不登校対応巡回教員について、本件に関して、竹内教育相談課長より説明をお願いします。

○竹内教育相談課長 令和八年度不登校対応巡回教員について御報告いたします。

1、主旨でございます。令和七年度から一部の中学校で実施しておりました不登校巡回教員による支援について、令和八年度から全中学校での実施となるため、御報告するものでございます。

2、不登校対応巡回教員の目的でございます。不登校対応巡回教員というのは、4のところに表がございます。上四段、拠点校に籍を置きながら、巡回校四つ、おおむね週一日ずつ従事するという形で支援に当たっていたわけですが、それでも、この巡回拠点校及び巡回校において、不登校生徒への直接的な支援、また、学校が行う不登校生徒への支援策についての助言、そして、校内における組織的な支援体制の整備といったようなことに取り組むとされているところがございます。

3、令和八年度不登校対応巡回教員及び拠点校・巡回校での取組みでございますが、東京都においてガイドラインが示され、こういったことをやってほしいということが令和七年度も出ましたし、令和八年度も新たに更新されると考

えているところでございますが、世田谷区においては、それに加えまして、
(1)新たな不登校を生じない取組みといたしまして、各校の勤務日において、
一、三年次の教員の授業に参加をいたしまして、生徒指導の実践上の視点を意識した授業づくりに対する助言、そして、(2)多様な学びの場を確保する取組みといたしまして、巡回担当校の不登校生徒の状況や支援の様子等の状況把握を行うために、校内委員会等、支援会議に参加をします。これについては、その学校に行っていない日についてもオンラインで参加することも含めて対応するといったことを挙げているところでございます。

4、令和八年度の不登校対応巡回拠点校・巡回校につきましては、表のとおりでございます。五段目と六段目、梅丘中と芦花中が新たな拠点校となりまして、横側の三ないし四校を巡回いたします。なお、四月より開校いたします北沢学園中学校につきましては、東京都で、別の制度で学びの多様な学校巡回教員という方が配置をされておりまして、この方は、世田谷中学校分教室ねいろうも巡回をしていらっしゃるのですけれども、そちらの巡回の対象になりますので、こちらの取組みの対象ではないという形で、二十九校の拠点及び巡回という形になるということでございます。

報告は以上です。

○知久教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長 それでは、次に進みます。

(5)各課行事予定について、本件に関して、山本教育総務課長より説明をお願いします。

○山本教育総務課長 それでは、令和八年三月の各課行事予定表について御報

告いたします。

予定としましては、三月十日に第五回教育委員会定例会、同二十四日に第六回教育委員会定例会が予定されております。

次ページ以降に各課の詳細な行事予定表をおつけしておりますので、後ほど御確認いただければと思います。

報告は以上でございます。

○知久教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいでしょうか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長 それでは、次に進みます。

(6)その他の連絡事項等はありませんか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長 特にないようですので、報告事項の聴取は以上といたします。それでは、ここで日程の追加についてお諮りいたします。

追加議事日程資料を御準備願います。

本件を本日の議事日程に追加したいと思います。御異議ございませんか。

「「異議なし」の声あり」

○知久教育長 御異議なしと認め、本日の議事日程に追加することと決定いたします。

追加日程は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第十四条の規定により、非公開の会議といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

「「異議なし」の声あり」

○知久教育長 御異議なしと認め、追加日程の審議は非公開の会議により行います。

また、追加日程の審議終了後に非公開の会議を解き、本日の委員会を閉会いたします。

なお、その際には、退席した事務局職員の再出席は求めないことといたします。

非公開の会議に当たりましては、関係職員として、玉野教育政策・生涯学習部長、秋山学校教育部長、宇都宮教育総合センター長、山本教育総務課長、本田学校職員課長、山本教育指導課長、竹内教育相談課長、書記の大野教育総務課調整係長の出席とします。

また、澁澤委員におかれましては、世田谷区教育委員会会議規則第二条の規定に基づき、オンライン会議システムを使用して参加いただくことはできませんので、ここでオンライン会議を終了させていただきます。

なお、非公開の会議を解いた後の次回の教育委員会の日程の告知等については、後日、事務局よりお知らせいたします。

それでは、他の事務局職員及び速記者は御退席をお願いいたします。

午前十時二十三分非公開の会議開始

〔非公開の会議〕

午前十時三十分非公開の会議終了

○知久教育長 再開いたします。

次回の教育委員会は三月十日火曜日午前十時から教育委員会会議室において開催いたします。

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして令和八年第四回世田谷区教育委員会定例会を閉会いたします。

午前十時三十一分閉会